

## 平成30年度決算審査特別委員会（第7回）

令和元年9月24日（火曜日）午前9時59分開会

### ○付託案件

1. 報告書のまとめについて
2. その他

### ○出席委員（16名）

委員長	川村主税	副委員長	川上弘一
委員	横田有一	委員	平松俊一
委員	池田誠悦	委員	田村敏郎
委員	稲垣明美	委員	畑中静一
委員	長谷川生人	委員	上野武彦
委員	坂本繁	委員	澤出明宏
委員	中島勝也	委員	中川友規
委員	若山雅行	委員	青山金助

○議長出席の有無 無

### ○出席説明員（0名）

### ○本会議の書記

事務局 長 関口 順子 書 記 妹尾 洋兵

午前 9時59分 開会

○川村委員長 皆さん、おはようございます。

それでは、第7回、平成30年度決算審査特別委員会を始めたいと思います。

協議事項に入る前に、お手元の資料、学校教育課のほうから小中学校の光熱費の比較表、保留していた質疑の回答、水道課のほうから新幹線の車両基地の使用料ということで、資料が届いておりますので、こちらについては後ほどごらんになっていただきたいと思います。

続きまして、協議事項1、報告書のまとめについて、事務局のほうより読み上げていただきます。お願いいたします。

○妹尾議事係長 皆さん、おはようございます。

それでは、報告書のほうを読み上げますので御確認ください。

委員会報告第11号、平成30年度決算審査特別委員会報告書。

令和元年9月12日第3回定例会における議決に基づき、当委員会に付託された平成30年度七飯町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算並びに水道事業会計決算について、審査した結果を下記のとおり報告する。

令和元年9月24日。

七飯町議会議長木下敏様。

平成30年度決算審査特別委員会委員長川村主税。

記。

1、事件名。

(1) 認定第1号平成30年度七飯町一般会計歳入歳出決算認定について。

(2) 認定第2号平成30年度七飯町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

(3) 認定第3号平成30年度七飯町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

(4) 認定第4号平成30年度七飯町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

(5) 認定第5号平成30年度七飯町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

(6) 認定第6号平成30年度七飯町土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について。

(7) 認定第7号平成30年度七飯町水道事業

会計決算認定について

2、審査の経過。

令和元年9月12日、13日、17日、18日、19日、24日の6日間委員会を開催した。

審査に当たっては、町長から提出された決算書及び決算に関する関係書類、証書類のほか、当委員会が要求した資料などをもとに、担当部長・教育次長・担当課長・局長・センター長の出席を求め、審査を行った。

3、審査の総括。

平成30年度の一般会計、特別会計、水道事業会計の決算審査に当たり、詳細かつ慎重に審査を行った結果、全員一致で認定すべきものと決定した。

なお、委員会から次のとおり総括意見を付すものである。

平成30年度の一般会計歳入歳出決算は、歳入総額144億1,761万5,151円で、前年度と比較し、地方交付税、繰入金などは減少しているが、町税、国庫支出金、町債などの増加により全体で9億2,529万3,275円(6.9%)の増加となっている。

歳出総額は142億417万1,401円で、前年度と比較して、農林水産業費、商工費などの増加により、全体で11億1,512万2,702円(8.5%)の増加となっている。

これにより、歳入歳出差引額は2億1,344万3,750円で、翌年度へ繰り越すべき財源6,774万4,000円を差し引いた実質収支額は1億4,569万9,750円の黒字である。

なお、当年度の実質収支額から前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額は2,214万4,427円の赤字であり、これに財政調整基金への積立金8,700万円を加え、基金取り崩し額1億8,700万円を差し引いた実質単年度収支額は1億2,214万4,427円の赤字である。

一般会計においては、各科目間の流用や専決処分で対応が可能と思われる予備費の充用が一部で見受けられた。

流用については、年度末に不足額が生じない

よう適切な整備予算を行うべきであり、また、予備費の扱いについて、補正予算対応や専決処分での対応ができないものかを慎重に見きわめた上で充用を行うべきである。

そのため、今後の事務執行に当たっては、これまで以上に厳密な会計処理が行われるよう望むものである。

また、公債費については、今後数年は13億円前後が見込まれ、公債費の増加によって歳出が制限されてしまうため、慎重な財政運営が行われることを望むものである。

次に、防災拠点の機能を有している道の駅のないろ・ななえにおいては、災害時の対応という観点からも、一時滞留時の十分な情報発信や今後の改修時に防災機能の強化など、減災に努めるよう望むものである。

また、町道の着手がなされているが、未完了となっている工事箇所については、住民サービス向上の観点からもスピード感を持って計画的に、早期での工事完了を望むものである。

国民健康保険特別会計においては、当年度実質収支額は5,492万6,674円の赤字であるが、単年度収支は6,369万1,951円の黒字となっている。そのため、今後2年をめぐりとして、累積赤字の解消に努めるよう望むものである。

以下、会計ごとの審査結果については、次のとおりである。

#### 4、審査の結果。

(1) 認定第1号平成30年度七飯町一般会計歳入歳出決算認定について。

決定。認定。

概要及び理由。

一般会計の歳入歳出決算は、次表のとおりである。表の下に行きます。

本年度の実質収支額は1億4,569万9,750円と黒字であるが、当年度の実質収支額から前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額は2,214万4,427円の赤字、これに財政調整基金積立金8,700万円を加え、基金取崩額1億8,700万円を差し引いた実質単年度収支額は1億2,214万4,427円の赤字で

ある。

歳入は、町財政の根幹をなす町税の収入済額は29億9,755万2,292円と、前年度より2,265万9,416円(0.8%)増加している。増加の主な要因は、法人町民税によるものである。

町税全体の収納率は97.2%と、近隣市町と比較しても高い徴収率を維持しているが、引き続き財政の安定性を図り、税負担の公平性を期する上からも悪質滞納者には厳しく対処し、継続的な収納対策に努めていただきたい。

歳出は、予算現額153億7,750万8,000円に対し、支出済額は142億417万1,401円であるが、翌年度繰越額7億1,450万9,000円があるため、不用額は4億5,882万7,599円となっており、翌年度繰越額を除いた執行率は96.9%となっている。

道の駅のないろ・ななえの指定管理者の収益の還元方法。

指定管理者からの寄附金に関する質疑においては、当年度については、指定管理者からの申し出により、町への寄附金を受けたが、議員からの指摘があったように、農産物の手数料を低くするなど、町民に還元するためには何がよいかを指定管理者と改めて協議をしていきたいとの回答であった。

また、指定管理者の財務基盤が強化されてから寄附を受けるべきとの指摘については、指定管理者が必要十分な内部留保が保てるよう協議を行っていくとの回答であった。

また、大中山小学校の電気料については、学校規模が同程度である七飯小学校の電気料との差額が多額であることに関する質疑があり、教育委員会としては、この差額の要因して何があるのかを調査していきたいとの回答であった。

以上、本会計については、単年度収支額は昨年度に引き続き赤字ではあるが、実質収支額は黒字であり、おおむね予算に沿って事務事業が執行されたと認められることから、全員一致で認定すべきものと決定した。

(2) 認定第2号平成30年度七飯町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

決定。認定。

概要及び理由。

国民健康保険特別会計の歳入歳出決算は、次表のとおりである。表の下に行きます。

本会計の歳入総額は34億1,225万5,961円、歳出総額は34億6,718万2,635円となっており、実質収支額は5,492万6,674円の赤字となっており、5年連続で繰上充用が行われている。

歳入は、前年度と比較して5億6,578万2,664円（マイナス14.2%）の減少となっており、主に国庫支出金及び各交付金である。

なお、当年度より北海道との共同保険者に移行したことから、それらは道支出金での収入に変更となっている。

歳出は、前年度と比較して6億2,947万4,615円（マイナス15.4%）の減少となっており、主に保険給付費及び各拠出金である。

なお、当年度より北海道との共同保険者に移行したことから、それらは国民健康保険事業費納付金での支出に変更となっている。

当年度決算は5,492万6,674円の赤字であるが、当年度実質収支額から前年度実質収支額を差し引いた単年度収支は6,369万1,951円の黒字となっている。これは北海道との共同保険者に移行し、町の保険給付費の負担が減ったことによるものである。引き続き累積赤字の解消に努め、安定した運営となるよう望むものである。

以上のことを踏まえ、本会計においては、適正に歳入は確保され、歳出も適正に執行されているものと判断し、全員一致で認定すべきものと決定した。

（3）認定第3号平成30年度七飯町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

決定。認定。

概要及び理由。

後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算は、次表のとおりである。

本会計の歳入総額は4億1,159万7,339円、歳出総額は4億458万2,539円で、実

質収支額は701万4,800円の黒字となっている。不納欠損額については3,200円で、収入未済額については471万4,580円で、後期高齢者医療保険料現年度分及び滞納繰越分の普通徴収保険料である。

また、歳出においては、支出済額は4億458万2,539円で、執行率は95.1%となっている。

以上、本会計は、実質収支額が黒字であることから、適正に歳入が確保され、歳出も適正に執行されているものと判断し、全員一致で認定すべきものと決定した。

（4）認定第4号平成30年度七飯町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

決定。認定。

概要及び理由。

介護保険特別会計（保険事業勘定）の歳入歳出決算は、次表のとおりである。

本会計の歳入総額は28億6,326万9,158円、歳出総額は28億1,070万4,443円で、実質収支額は5,256万4,715円の黒字となっている。収入未済額は2,515万6,857円で、前年度と比較して883万4,257円増加しているが、これは介護給付費等の返還請求を行ったため、返納金の収入未済が生じたことが要因である。

介護保険料は、他会計と同様に滞納処分等の強化に取り組みによって、収入未済額が減少していることから、返納金についても速やかに解消されるよう望むものである。

歳入は、保険料、国庫支出金、道支出金などが増加したことにより、前年度と比較して1億1,721万7,714円（4.3%）の増加となっている。

歳出は、保険給付費、地域支援事業費などが増加したことにより、前年度と比較して1億4,002万6,211円（5.2%）の増加となっている。

次に、介護サービス事業勘定については、歳入歳出同額の920万6,000円となっており、歳入は、介護予防サービス計画費収入で、歳出は、保険事業勘定繰出金である。

以上、本会計は、実質収支額が黒字であることから、適正に歳入が確保され、歳出も適正に執行されているものと判断し、全員一致で認定すべきものと決定した。

(5) 認定第5号平成30年度七飯町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

決定。認定。

概要及び理由。

下水道事業特別会計の歳入歳出決算は、次表のとおりである。

本会計の歳入総額は9億3,127万469円、歳出総額は9億2,463万8,467円で、実質収支額は663万2,002円の黒字となっている。受益者分担金及び下水道使用料の収入未済額は569万9,240円で、前年度と比較して333万3,510円減少し、収納対策に努めている。

下水道事業は、主に受益者分担金、下水道使用料及び一般会計からの繰入金を財源として運営されていることから、今後もより一層収納対策に努めるべきである。

歳入は、国庫支出金、繰入金などが減少したことにより、前年度と比較して2,937万4,940(マイナス3.1%)の減少となっている。

歳出は、公共下水道費、公債費ともに減少したことにより、前年度と比較して3,375万4,564円(マイナス3.5%)の減少となっている。

以上、本会計は、実質収支額が黒字であることから、適正に歳入が確保され、歳出も適正に執行されているものと判断し、全員一致で認定すべきものと決定した。

(6) 認定第6号平成30年度七飯町土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について。

決定。認定。

概要及び理由。

土地造成事業特別会計の歳入歳出決算は、次表のとおりである。

本会計の歳入総額は141万6円、歳出総額は3万3,000円で、実質収支額は137万7,006円の黒字となっている。

歳入は、繰越金の増加により、前年度と比較して3万960円(2.2%)の増加であり、歳出は、前年度と比較して2万6,400円(マイナス

44.4%)の減少となっている。

以上、本会計は、実質収支額が黒字であることから、適正に歳入が確保され、歳出も適正に執行されているものと判断し、全員一致で認定すべきものと決定した。

(7) 認定第7号平成30年度七飯町水道事業会計決算認定について。

決定。認定。

概要及び理由。

総収益5億1,447万8,763円で、703万3,144円の増加、総費用4億4,477万2,912円で、2,386万6,101円の減少、差し引き当年度純利益は6,970万5,851円で、3,089万9,245円増加し、黒字決算である。

当年度純利益6,970万5,851円に前年度繰越利益剰余金7,237万4,910円を加えた当年度末処分利益剰余金1億4,208万761円のうち、平成31年度期首に減債積立金5,000万円、建設改良積立金2,000万円を積み立てた処分後の繰越利益剰余金は7,208万761円としている。

本会計は、企業努力により利益を生じているものの、公共サービスの提供を受けている住民の公平性を堅持するためにも未収金の圧縮に努めるべきである。

当年度も未納者への給水停止処分を引き続き実施しており、その結果、水道料金の未収金は5,398万7,710円となり、対前年比で2.7%減少している。今後も引き続き、悪質な滞納者に対しては給水停止処分など厳しく対処することを望むものである。

以上、本会計については、適正な予算執行が行われていると判断され、適切な施設整備及び維持管理を行っており、充実した安全な水の供給を図り、住民サービスの向上と健全な企業会計の運営が図られていることから、全員一致で認定すべきものと決定した。

以上でございます。

○川村委員長 事務局、ありがとうございます。

それでは、報告書のまとめの中身について何か、訂正等があるか、皆様の御意見等をお願いい

たします。

畑中委員。

**○畑中委員** まず、2ページの審査の総括の中段あたりに、例えば、「これより、歳入歳出差し引き総額は2億1,344万3,750円で、翌年度繰り越すべき財源が6,774万4,000円を差し引いた実質収支額は1億4,569万9,750円の黒字である」と。ここからの文章と、要するに1億4,569万9,750円の黒字であって、ずっと行って最後に、「単年度収支額は1億2,214万4,427円の赤字である」と述べているのですけれども、この文章と3ページの表の下の文章、今年度の実質収支額は1億4,569万9,750円の黒字であるがと云々して、最後に、単年度収支が1億2,214万4,427円の赤字であると。これがちょうどダブっているのです。

だから、例えば(1)の認定第1号の30年度一般会計歳入歳出決算認定のこちらの文章は余計ではないかなと思ったり、私の考えは。

そして、つまり、ほかの例えば(2)認定第2号、(3)認定第3号、この表の後の文章を見ると、「本会計の歳入総額は」と、歳入の云々から書いている。例えば3号も、「今年度の歳入総額は」というふうになっているのです。ですから、私は逆に、同じことをここに述べているので、要らないのではないかなと。むしろ(1)の認定第1号の文章については、1億2,214万4,427円の赤字であると。この辺まで切ってしまうと、「本会計の歳入は」というふうにしていったほうがすっきりするのかなと。これあくまでも私の考えですから。こう思うのです。

それからもう一つは、総括の文章の中でちょっと感ずることは、「公債費については、今年度13億の前後が見込まれ、公債費の増加によって歳出が抑制されてしまうため、慎重な」と、これは文章としてはいいと思うのですけれども、委員会の中では非常に私は問題になったのは、経常収支の98.6だったか、たしか30年度は。だからそれを逆に文章の中に入れてほしいなど。批評するのであれば、厳しいのだと。確かにこれも厳しさはわかるのだけれども、「98.6」その文章を入れたらどうかと。これでも別に悪いというわけ

でもないのだけれども、委員会の中では、経常収支については、皆さん問題視したなど私は受けているのです。そうした中で、総括の文章のなんかにそうしたものが抜けているというのは、若干物足りないかなという感じなのですけれども、これはあくまでも私の考えですから、皆さんのお考えをぜひ伺いたいです。

**○川村委員長** 今、畑中委員から、まとめの中の点で、今大きく2点ほどですよ。総括の部分に入っているものと、各審査の結果の部分で同じものが載っているということなのですから、その点がまず1点と。

あと、公債費の部分に関して、先ほど質問ございました98.6%の、そういった部分を載せてはどうかという意見の2点ございました。

その辺について、何か御意見ございますでしょうか。

中島委員。

**○中島委員** 今、御指摘ありましたけれども、私はこれでいいのかと思うのです。といいますのは、これは科目ごとの報告であって、同じ文章が出ても構わないと思うのです。科目の報告ですから、それをまとめたのが総括ですから。だから、全部文章が続くものではありませんし、科目ごとに全部文章が違って来るし、同じものが出てきても僕は当然だと思ひ、そこはいいのかなと思うのですけれども。

経常収支比率の件については、確かに載っていないから、載せてもいいのかなという気はしなくてもありませんけれども、報告書の内容については、僕は、科目ごとの報告ですから、一科一科の科目の報告ですから、僕はダブってしかるべきではないかなというような気がいたします。

**○川村委員長** 中島委員から意見ございましたけれども、ほかに。

畑中委員。

**○畑中委員** 多分にこういう報告書というのは、前年度の報告書を意外と参考にして文章をつくっていると思うのです。そうしたなら、多分こういう文章のつくり方をしているのかなと、同じく二つ入っているのかと思うのですけれども、これはあくまでも私の考えだから……。

○川村委員長 ほかに。

田村委員。

○田村委員 今回の文章の取り扱いですけれども、各認定第1号、第2号、第3号、それぞれ書き方というのは、「本会計の歳入は」から始まっているということを考えれば、総括のときにはその文言がきちっと載っているのであれば、私は、各認定1号、2号、3号と同様に、削っても構わないのかなと。（「各項目のほうを削るという」発言あり）各項目というか、一般会計も国保も後期高齢も、「本会計の歳入総額は」と入っているから、それと同じ取り扱いで僕は構わないのではないかと思う。その文言というのは、審査の総括の中に出てくるから。それはそれで構わないのではないかなと思います。

それからもう1点、経常収支の関係も、それはそれで私はいいのかなと思うのです、載せても。例えば公債費の増加によって歳出が制限とありますけれども、公債費の増加によって経常収支が押し上げられる可能性があり、今後さらに経常収支が押し上げられる可能性がありと続けていけば、それはそれで両方成り立つのではないかと。

経常経費というのは、そもそも人件費と公債費という、そういう性質のものであるから、公債費を削るという話ではなくて、経常収支を入れるのであれば、押し上げられるから慎重な財政運営が必要だという、そういうつなぎ方をしていけば問題ないのかと思います。

それから、その前に、「今後数年は13億円前後が見込まれ」とあるのだけれども、この「前後が見込まれ」ということは、我々は公債費というのは償還だというのはわかるのだけれども、一般的に見てしまうとなかなか理解できないので、「13億円前後の償還が見込まれ」という表現を入れたほうがもっとわかりやすいのではないのかなというふうに思います。

それからもう1点、その2行目上なのですから、「そのため、今後の事務執行に当たっては」とありますけれども、私、前に言ったのは、地方自治法で212条、条例まで入れないにしても、私はここにぜひ「地方自治法の基本に立ち返り、これまで以上に」という、そ

う議会からの理事者側に対するメッセージをぜひ私は入れるべきでないのかなと。

もう一度言います。「今後の事務執行に当たっては、地方自治法の基本に立ち返り、これまで以上に厳密な会計処理が行われるように」というような。私、現に今回の審査の中で抵触した部分があったものですから、何条に抵触したとかなれば、またいろいろな問題が出てくると思うので、ぜひそこら辺はぼかしながら、理事者のほうには、「地方自治法の基本に立ち返り、これまで以上に」というような文言をぜひ入れていただきたいなと思います。

以上です。

○川村委員長 ほかに。

畑中委員。

○畑中委員 さっきの総括の文章の中なのですから、下のほうです。「また、公債費については、今後数年13億円前後が見込まれ云々」となっています。そして次に、「公債費の増加」とあるのだけれども、私は、七飯町の義務的経費を見の中で、公債費だけでなく、非常に扶助費の増加も危惧しているのです。ということは、大変伸びている、扶助費。人件費は納まっているの。この二つなのです。ですから、もしできれば、扶助費の増加ということも入れてはどうかと思うのです。実際伸びているのです。ただそれをとめるというのは非常に厳しい。

○川村委員長 ほかに。

若山委員。

○若山委員 2点ほど教えてもらいたいのですけれども、2ページ目のところで、公債費についてよく出ていますけれども、ここで、確かに公債費がふえると、弾力性が失われているというか、使える金が限られてくるというのはあるのですけれども、ここで書いている「慎重な財政運営が行われることを望む」とあるのですが、慎重な財政運営というのは、基本的にどういうことを指して言っているのかなと、ちょっとその心を。別に言葉としてはこれでも構わないのかもしれないのですけれども、「慎重な」というのはどういうイメージなのか、ちょっと教えてもらえればなど。何か大きな工事をしないとか、慎重なというのは

どういふことなのかなというのを教えてもらいたいなというこゝで。この文章自体に反対しているわけではないのですけれども。

それと、一番最後のページで、七飯町水道事業会計のところ、給水停止処分というの、ヒアリングの中では全く出ていなかったというか、僕は聞いていなかった感じがするのですけれども、そういうコメントのようなものはどこかで出ていたのでしょうか。こういう給水停止処分なんかは慎重にやってもらわなければいけないのかなというの、ちょっと感じであるのですけれども、説明か何かで。よく見たら、「給水停止処分などを厳しく対処することを望む」とあって、よく見たら、ことしもそういう形で収入というか、水道費を回収しているの、あれしているとなつていて、今もやっているのだなということなのですか。ちょっときついなかなと。除いても、厳しく対処するだけでもいいのかなという感じをちょっと持ったのですけれども、こういうのが皆さんの認識の中にあるのかなと、水道とめるよ、電気とめるよ、そういうあれでいいのかなとちょっと思ったのですけれども、その2点、どんな感じなのですか、まとめときのあれで。

○川村委員長 暫時休憩いたします。

午前10時36分 休憩

午前11時12分 再開

○川村委員長 それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

各委員から意見が上がっていましたものについて、順番に確認してまいりますので。

畑中委員のほうからございました総括の部分と各項目の部分について、同じものについては、そのまま載せるということで、皆さん、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○川村委員長 続いて、田村委員からのほうです。2ページの中段にあります。まず1点目が、経常収支を押し上げないように慎重にならなければならないというような表現の文章の追加が1点。

もう1点が、基本に立ち返り、これまで以上に厳密にやらなければならないといった部分を追加、文章を載せるということでよろしいでしょうか。2点。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○川村委員長 若山委員のほうから御意見ございました水道の給水停止の部分と、慎重な財政運営については、そのまま、文章どおりということで、皆様、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○川村委員長 あと、2ページの中段、下のほうです。今後数年は13億円前後の後に償還という言葉を追加するというので、皆さん、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○川村委員長 それぞれ意見のほうでは、4点、5点ございました。

このほかに何か御意見。

中川委員。

○中川委員 2ページの「今後の事務執行に当たっては云々」のところ、最後に「望むものである」となつていて、この内容でいくと、望むものではないので、各委員からも指摘が出ていたところなので、「会計処理が行われるよう指摘があった」というような形に変えたほうがいいのではないかと思います。

○川村委員長 ただいま中川委員から意見ございました2ページの真ん中より下のほう、「今後の事務執行に当たっては、これまで以上に厳密な会計処理が行われるよう望むものである」を、「指摘があった」という表現で、皆さんどうでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○川村委員長 ということで。

あとほかに、中身について、特に。

1点あるのですけれども、4ページの上から8行目、また「大中山小学校の電気料については、学校規模が同程度である七重小学校の電気料との差額が多額であることに関する質疑があり」という文面についてなのですから、きょう出ておりました資料、一応出ていますけれども、大中山小学校と七重小学校の電気の差という部分だ



けの表現でなっているのですけれども、きょういただいた資料でいくと、その差について、電気だけの差に注目していいものなのか、光熱費の部分の中で考えたほうがいいのか、ちょっとその表現に関して、皆さんに意見をお聞きしたいということで。

暫時休憩いたします。

午前11時16分 休憩

---

午前11時26分 再開

○川村委員長 休憩前に引き続き再開いたします。

先ほど私のほうからお話ししました大中山小学校の電気料についての部分ですが、このまま残すということで、皆さん、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○川村委員長 あと、特にまとめについて、皆さん、御意見のほうはよろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川村委員長 それでは、委員長、副委員長、事務局のほうで再度取りまとめを行い、あすの本会議のほうに提出するというので、皆さん、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○川村委員長 それでは、平成30年度決算審査特別委員会をこれで終了したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○川村委員長 終了いたします。

お疲れさまでした。

午前11時26分 閉会

